

一般社団法人横須賀市薬剤師理事及び監事選挙規則

(趣旨)

第1条 横須賀市薬剤師会の理事及び監事選挙は定款に定めるもののほか、本規則によって行う。

(選挙期日等の公示)

第2条 会長は、前条の選挙を行うときは、選挙を行う日の30日前までに、届出の受付期間、締切日時、その他選挙に関し必要な事項を、本会の事務所に掲示するとともに、会員に周知しなければならない。

(被選挙資格)

第3条 理事及び監事の被選挙資格は、選挙の行う年の4月1日までに、横須賀市薬剤師会への入会手続きを、正式に完了している正会員とする。

(候補者の届出)

第4条 理事及び監事の候補者になろうとする正会員は、第2条による公示の日から選挙を行う日の7日前までに、別に定める文書により、薬剤師会に届け出なければならない。ただし、同時に2つ以上の選挙の候補者になることはできない。

- 2 前項の届出の受付は、本会の事務所において行う。
- 3 郵送による届出は、締切日時までに、本会の事務所に到着したものをもって有効とする。

(候補者推薦の届出)

第5条 理事及び監事の候補者を推薦しようとする正会員は、別に定める文書により、2名以上が連署して、推薦することができる。

- 2 前項の届出は、前条に準じて行うほか、被推薦者が署名した承諾書を添えなければならない。

(立候補の辞退と推薦届の取下)

第6条 立候補を届け出た会員は、その選挙が行われる当日までに、本人が署名した文書により、会長に届け出て、立候補を辞退することができる。

- 2 候補者の推薦を届け出た会員は、被推薦者の承諾を得て、前項に準じ、推薦届を取り下げることができる。

(候補者一覧表の作成)

第7条 会長は、第4条または第5条による届出を締め切ったときは、直ちに候補者一覧表を作成し、本会の事務所に掲示する。

- 2 前項の候補者一覧表の記載順位は、届出順とする。ただし、同目時に受理したものは、事務局がくじで定める。

(投票権者と投票の方法)

第8条 理事及び監事の投票権者は、投票時議場内にいる会員とする。

- 2 投票は、別に定める投票用紙により行うか、挙手によって行う。
- 3 投票方法は議長が選択するものとする。

(投票の効力)

第9条 投票の効力は、投票及び開票に立会うため、「議長が議場内にいる会員」のうちから指名した選挙立会人が、議長の意見を聴いて決定する。

(無投票当選)

第10条 候補者が、その選挙によって選ぶべき員数を超えないとき、または超えなくなったときは、総会の議決を経て、投票を行わずに、その候補者をもって当選者とすることができる。

- 2 前項による議決が得られず、かつ第6条による立候補の辞退、または推薦屈の取下げがないときは、投票を行う。
- 3 前項による投票においては、第12条第1項及び第2項に定める必要得票を得た者をもって、当選者とする。

(選挙を行う日の補欠選挙)

第11条 候補者が、その選挙によって選ぶべき員数に不足するとき、または前条第2項及び第3項による投票により選ぶべき員数が不足となったときは、その選挙を行う日に総会の議決を経て、別段の方法により、補欠選挙を行うことができる。

- 2 前項に定める別段の方法によるときは、第4条、第5条、第7条の規定は適用しない。

(理事及び監事の必要得票数と当選者の決定)

第12条 理事及び監事の選挙においては、第8条第1項の投票権者の過半数の得票がなければならない。

- 2 前項の必要得票を得た者のうち、多数を得た者から、順次選ぶべき員数までを当選者とする。
- 3 得票数が同じときは、議長が、くじで当選者を定める。

(当選者の確定と宣告)

第13条 議長は、選挙立会人から、投票結果の報告を受けたときは、各候補者の得票数その他必要な事項を発表し、当選者の確定を宣告するものとする。

(規定していない事項と疑義の処理)

第14条 本規則に定めでない事項、あるいは選挙に関する疑義は、議長が総会に諮って処理する。

(規則の改廃)

第15条 本規則は、総会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1本規則は、制定の日(平成26年4月1日)から施行する。